

職 長 教 育

●講習期間／2日間 (9:00～16:40)

労働安全衛生法では一定の業種の新任の職長に対し、安全衛生についての教育を行うことを義務付けています。

職長等の教育を行うべき業種（安衛法施行令第19条）

1. 建設業 2. 製造業 但し、次に掲げるものを除く イ. たばこ製造業 ロ. 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く） ハ. 衣服その他繊維製品製造業 ニ. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く） 3. 電気業 4. ガス業 5. 自動車整備業 6. 機械修理業

令和5年4月1日から労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（※うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。※「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島） 定員

講習日	令和5年4月13日(木)～4月14日(金)	40名
受付日	令和5年3月13日(月)～3月17日(金)	
講習日	令和5年6月29日(木)～6月30日(金)	40名
受付日	令和5年5月29日(月)～6月2日(金)	
講習日	令和5年8月9日(水)～8月10日(木)	40名
受付日	令和5年7月10日(月)～7月14日(金)	
講習日	令和5年10月12日(木)～10月13日(金)	40名
受付日	令和5年9月11日(月)～9月15日(金)	
講習日	令和5年12月7日(木)～12月8日(金)	40名
受付日	令和5年11月6日(月)～11月10日(金)	
講習日	令和6年1月25日(木)～1月26日(金)	40名
受付日	令和5年12月18日(月)～12月22日(金)	
講習日	令和6年3月18日(月)～3月19日(火)	40名
受付日	令和6年2月19日(月)～2月22日(木)	

受講対象者

新たに職務につくことになった職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督する方

受講料・テキスト代 (税込込み合計金額)

・会員事業所⇒12,980円 (10%税1,180円込)
・一般⇒16,280円 (10%税1,480円込)

内訳 ・受講料 会員 ⇒ 12,100円
一般 ⇒ 15,400円
・テキスト代 ⇒ 880円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

学科

- (1)作業方法の決定及び労働者の配置に関すること(2時間)
- (2)労働者に対する指導又は監督の方法に関すること(2.5時間)
- (3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること(4時間)
- (4)異常時における措置に関すること(1.5時間)
- (5)その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること(2時間)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

修了証

所定の講習科目を修了された方に修了証を交付します。

【安全衛生責任者教育を必要とする建設業の方へ】

当協会が実施する職長教育には安全衛生責任者教育は含まれておりません。